

高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例をここに公布する。

○高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例

(平成28年3月25日条例第5号)

高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第4項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項の規定により、審査庁が書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を行う場合(以下「審査庁が書面等の交付を行う場合」という。))を含む。)の規定に基づき徴収する法第38条第1項に規定する書面及び書類の写し並びに電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る事務に係る手数料並びに法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定に基づき徴収する同条第1項に規定する主張書面及び資料の写し並びに電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面等交付手数料)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第1項(審査庁が書面等の交付を行う場合を含む。)の規定に基づき書面若しくは書類の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けようとする者又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定に基づき主張書面若しくは資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けようとする者は、別表に定める額の書面等交付手数料を県に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第3条 知事は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第5項(審査庁が書面等の交付を行う場合を含む。)又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定に基づき、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の納付の時期)

第4条 第2条の手数料は、同条に規定する書面等の交付を受ける前に納付しなければならない。

(法を準用するものに係る手数料)

第5条 法第66条第1項又は次に掲げる規定において法第38条の規定を読み替えて準用する場合における手数料については、前3条の規定を準用する。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第258条第1項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する地方自治法第86条第4項前段において準用する同法第74条の2第4項の規定に基づく異議の申出について適用される場合を含む。)

(2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第9条第3項(同法第48条第9項(同法第84条において準用する場合を含む。)、第52条の3第2項(同法第53条の4第2項(同法第84条、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))、第84条、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。))、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する場合を含む。))、第98条第7項

高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例

(同法第111条において準用する場合を含む。)又は第99条第9項(同法第100条第2項及び第100条の2第2項(これらの規定を同法第111条において準用する場合を含む。))並びに第111条において準用する場合並びに農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条の5の規定により同法第13条の2第1項又は第2項の規定に基づく交換分合について準用される場合、農住組合法(昭和55年法律第86号)第11条の規定により同法第9条第1項に規定する交換分合について準用される場合、集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第12条の規定により同法第11条第1項の規定に基づく交換分合について準用される場合及び市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第6条の規定により同法第5条第1項の規定に基づく交換分合について準用される場合を含む。)

- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条第1項及び同条第2項(市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第5条第32項の規定により同法第4条第14項又は第5条第21項の規定による投票について準用される場合を含む。)
- (4) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第7条第4項
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律第11条第7項(景観法(平成16年法律第110号)第55条第4項の規定により景観農業振興地域整備計画について準用される場合を含む。)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	金額
書面若しくは書類の写し又は主張書面若しくは資料の写し(単色刷り)	用紙1枚につき10円
書面若しくは書類の写し又は主張書面若しくは資料の写し(多色刷り)	用紙1枚につき50円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの(単色刷り)	用紙1枚につき10円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの(多色刷り)	用紙1枚につき50円

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙についても、用紙1枚として計算する。
- 2 用紙は、原則として日本工業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いる場合は、日本工業規格A列3番の用紙を用いる場合の枚数に換算して計算する。